

狭山市姉妹・友好交流都市招へい事業業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、狭山市は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正のうえ、契約を締結する。

1 委託業務名

狭山市姉妹・友好交流都市招へい事業

2 委託期間

委託日から令和6年10月21日（月）まで

3 業務の内容

(1)方針

狭山市と姉妹都市を締結する米国・ワージントン市および韓国・統営市が滞在する間、狭山市の特産品であるお茶などを中心とした日本の文化に触れる体験ができる内容とすること。

(2)業務内容

ア 別紙スケジュールに記載の内、統営市訪問団は10月20日(日)、ワージントン市訪問団は10月20日(日)、21日(月)の行程を提案すること。

イ ワージントン市訪問団は10月17日(木)・20日(日)・21日(月)、統営市訪問団は10月18日(金)・20日(日)について、運転手を含めた移動手段を手配すること。

ウ ワージントン市訪問団は10月19日(土)・20日(日)・21日(月)、統営市訪問団は10月19日(土)・20日(日)については添乗員(案内役)を各市1名以上手配し、事業が安全・円滑に実施できる体制とすること。

※19日(土)は川越まつりの案内役として。

エ ワージントン市・統営市それぞれ1か所以上、狭山市内の行程を組み込むこと。

オ 人数はワージントン市・統営市訪問団それぞれ5名で算出すること。

カ 行程の中において入場料や体験料が発生する場合は、本委託料に含めること。

※食糧費、宿泊費は本委託料に含めない。

キ 事業実施中の事故、急病、災害等の発生時に適切に対応する等、危機管理対応や苦情処理を的確に行える体制をとること。

4 その他留意事項

- (1)本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ狭山市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2)受託者及び本委託業務に関わる者は、本委託業務の履行に当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3)受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により狭山市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (4)受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (5)狭山市が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく狭山市と協議を行うものとする。